

群馬県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

昭和52年3月31日
本部訓令甲第5号

〔沿革〕 昭和56年3月本部訓令甲第4号、平成元年3月第2号、2年3月第1号、4年7月第13号、10年2月第2号、11年3月第8号、16年3月第8号、18年3月第5号、19年5月第6号、21年3月第8号、22年3月第1号、23年2月第2号、23年5月第7号、27年3月第5号、29年7月第8号改正

（概要）

この規定は、群馬県警察機動捜査隊の編成、運営等に関し必要な事項を定めたものである。